

【平成 29 年度】第 3 回宍粟市手話施策推進会議ご指摘事項とそれを受けての修正等の方向性

	発言者	ご指摘内容	対応する施策・資料等ページ (H29 第 3 回)	見直しの方向性
1	鳥越委員	学校園所を対象とした手話教室と「学齢期」の表記について、学齢期に限らず、幼少期も対象としているため、適切な表記に修正が必要	資料 -2 (P1) 施策 1 基本方針	・手話教室は学齢期に限らず、幼少期も対象としているため、「幼少期及び学齢期」と修正する。
2	鳥越委員	タブレット端末の対応について新たに別立てで推進施策としているが、現行の施策 市職員の窓口対応の中で、タブレットの設置について対応も表記してはどうか。	資料 -2 (P2) 施策 2-	・指摘のとおり、現行の施策に「タブレット端末を設置し、ビデオ通話により対応を行います。」を加える。
3	岩本委員	手話奉仕員養成講座の参加者負担金について、費用負担を求めている市町はあるのか。	資料 -2	・宍粟市を除き、7市1町において負担金を設定している。 ・金額は 260 円～5,260 円 (2017 年度意思疎通支援事業実態調査より)